

グループホーム野ばら重要事項説明書

☐指定介護予防認知症対応型共同生活介護

☐指定認知症対応型共同生活介護

当事業者はご利用者に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護（以下、「介護サービス」という。）を提供するにあたって以下のとおり重要事項を説明いたします。

1 事業者の概要

- ① 事業者の概要 医療法人社団三思医光会
- ② 主たる事務所の所在地 群馬県みどり市笠懸町阿佐美 1155
- ③ 代表者 駒井 太一

2 施設の概要

- ① 名称 グループホーム 野ばら
- ② 施設の所在地 群馬県高崎市矢島町21
- ③ 介護保険事業所番号 1090200245
- ④ 管理者 松原 敦子
- ⑤ 電話番号等 027-350-1055
- ⑥ 敷地 927.62㎡
- ⑦ 建物 平屋造 延床面積 273.68㎡

- ⑧ 居室 1人部屋 9室 8.94㎡
- ⑨ 主な設備 機能訓練室・食堂 28.98㎡
事務室 12.42㎡
相談室 11.59㎡
浴室・脱衣室 14.9㎡
※消火設備：消火器・スプリンクラー・火災通報装置・火災受信機

- ⑩ 利用定員 9名

3 事業の目的及び運営の方針

① 目的

グループホーム野ばらは、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者が、要介護状態にあって認知症の状態にある利用者に対し、適正な介護サービスを提供することを目的としています。

② 運営方針

グループホーム野ばらは、要介護者であって認知症の状態に入所者について、家庭的な環境のもとで人間としての尊厳を尊重しながら入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにと常に考えております。

4 職員体制

介護従事者常勤6名（うち1名は管理者） 非常勤1名

早番8：00～16：30、遅番10：30～19：00、長遅番11：30～20：00

日勤9：00～17：30、当直17：00～翌9：30

5 利用料等の額（別紙1）

6 事故発生時の対応

①グループホーム野ばらは火災発生時の対応マニュアルを掲示して、職員の意識向上に努めます。
尚、地元消防署のご協力を頂き一年に2回避難訓練及び消化訓練を実施します。

②グループホーム野ばらは、利用者の急変に応じて適切な処置を講じるために協力医療機関と連携を密にし、医師の指示に速やかに従って対応します。

③グループホーム野ばらは、介護サービス等の提供により野ばらの責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。
また、利用者の責めに帰すべき事由によって野ばらが損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

④グループホーム野ばらは事故発生時には、家族に連絡をいたします。

⑤消火器・スプリンクラー・電気錠の設備があります。

7 感染への対応

感染症又は食中毒の予防及び防止のための指針を整備します。

事業所は、感染症対策検討委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底をはかります。また職員に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のため研修を定期的実施します。
以上のほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

8 秘密保持

事業者及びその他の事業者の従事者であるものは、サービスの提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密は第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

9 個人情報保護（別紙2）

前項の規定にかかわらず事業者はサービスを提供する上で必要がある場合サービス担当者会議等において利用者及び家族の個人情報を用いることがあります。

10 要望及び苦情処理の体制（別紙3）

①グループホーム野ばらは、提供した介護サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。

② 要望及び苦情の受付責任者は管理者とします。窓口 松原敦子 TEL027-350-1055

11 身体拘束に関する事項

利用者の人権を最大限に尊重するためにグループホーム野ばらでは身体拘束を禁止いたしております。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合はその方法及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

12 医療連携の体制

利用者の健康管理や、緊急時・重度の医療を必要とする状態になった場合、24時間連絡可能な系列の協力病院（駒井病院）での対応をします。

看取りの指針

一般に認められている医学的知見に基づき医師が回復の見込みがないと診断した場合及び認知症の進行により寝たきりとなり、いわゆる「老衰」の状況になった場合は、事業所側の看取りの

準備が整い、入居者本人又は家族の同意が得られることを条件に、事業所内での看取り介護の提供を相互に検討します。

13 外部評価実施状況

グループホーム野ばらでは、利用者により質の良いサービスを確保することと、事業所として提供するサービス内容の適正性を点検し安心してサービスを選択してもらうために「地域密着型等外部評価」を受審しています。

直近実施日 2025年 3月29日

評価機関名称 サービス評価センターはあとらんど

14 契約終了への対応

入居者様が当ホームを退居する場合には、入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し必要な援助を速やかに行います。

- ① 適切な病院もしくは療養所の紹介
- ② 介護老人福祉施設又は介護老人保健施設もしくは介護療養型医療施設の紹介
- ③ 居宅支援事業所の紹介
- ④ その他保健医療サービス又は福祉サービスの紹介

令和3.年1月16日改定

令和7年10月1日改定

サービス提供の開始に際し、グループホーム重要事項説明書の説明を行いました。

説明日 令和 年 月 日

＜事業者＞

住所 高崎市矢島町21

名称 グループホーム 野ばら

説明者

印

グループホーム野ばらを利用するにあたり、グループホーム利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、十分理解した上で同意します。

令和 年 月 日

【利用者】

住 所

氏 名

印

【家族又は代理人】

住 所

氏 名

印

電 話

続 柄

医療法人社団三思医光会 グループホーム野ばら 理事長 殿

利 用 料 金 表

□基本料金

令和 8 年 6 月 1 日改定

区分	単位/日
要支援 2	761 単位/日
要介護 1	765 単位/日
要介護 2	801 単位/日
要介護 3	824 単位/日
要介護 4	841 単位/日
要介護 5	859 単位/日

各種加算

- ② 初期加算（入居後 30 日間） 30 単位/日
 ②医療連携体制加算 37/単位日
 ③退去時相談援助加算 400 単位/日
 ④若年性認知症利用者受入加算 120 単位/日
 ⑤看取り介護加算
 死亡日以前 31～45 日以下 72 単位/日
 死亡日以前 4～30 日 144 単位/日
 死亡日前々日 680 単位/日
 死亡日 1,280 単位/日
 ⑥入院時費用（1 月に 6 日を限度として） 246 単位/日
 ⑦生活機能向上連携加算 200 単位/月
 ⑧協力医療機関連携加算 100 単位/月
 ⑨退去時情報提供加算 250 単位/回
 ⑩新興感染症等施設療養費 240 単位/日

- ⑪口腔衛生管理体制加算 30 単位/月
 ⑫栄養スクリーニング加算
 （6 月に 1 回を限度とする） 20 単位/回
 栄養管理体制加算 30 単位/月
 ⑬サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位/日
 （職員の総数のうち介護福祉士の割合が 70%以上）
 ⑭介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ
 $\text{総報酬単位数} \times 22.8\%$

※単位は 6 級地のため 1 単位あたり 10.27 円です。

※金額については実際の清算時には端数処理により若干の違いが生じることがあります。

□その他の料金

お部屋代（8 畳個室使用料）	1, 630 円/日
お食事代（おやつ代含む）	1, 540 円/日
（内訳 朝食 385 円 昼食 550 円 おやつ 55 円 夕食 550 円）	
光熱水費	640 円/日
おむつ代	リハビリパンツ 140 円/回
	尿とりパット 60 円/回
家電持込料	1 点につき 20 円/日
その他	実費

* 料金変更 介護保険適用の内容については、介護保険の料金改定に伴い、金額が変更になる場合があります。

* その他 何かご不明な点がございましたらお気軽にご相談ください。